

奈良県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県条例第四十一号

奈良県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
奈良県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十月奈良県  
条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第三号中「第十八条第五項」を「第十八条第四項」に改める。

第十二条第十二項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護  
医療院」を加え、同項第一号中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加え  
る。

第十八条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催する  
とともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に  
実施すること。

第十八条第六項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。